

須恵町 子育て短期支援事業 (ショートステイ)



保護者の病気や仕事などで一時的に養育が困難になったお子さんを児童福祉施設で一定期間お預かりすることにより、お子さんとその家庭への子育て支援を図ります。

対象となる児童

須恵町に住んでいる18歳未満のこども

利用要件

保護者が次のいずれかの理由により、一時的に家庭での養育が困難となる場合

- ・ 疾病、育児疲れ、育児不安などの身体上または精神上的の理由
- ・ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の理由
- ・ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加など社会生活上の理由

ただし、入院治療を要する児童やインフルエンザ・風疹などの感染症疾患またはそのおそれがある児童は利用できません。

利用できる期間

原則7日以内（6泊7日）

※施設の空き状況により、利用できないことがあります。

利用できる施設

- ・ 社会福祉法人慈愛会 清心乳児園 （三井郡大刀洗町山隈377番地）
- ・ 社会福祉法人慈愛会 清心慈愛園 （三井郡大刀洗町山隈377番地）

利用者負担金

※宿泊を伴うため、最低でも2日分の料金がかかります。

毎年6月の課税年度の切り替えにより、利用者負担金が変わる場合があります。

区分	利用者負担金（1日につき）	
	2歳未満児	2歳以上児
(1) 生活保護世帯 (2) 市町村民税非課税のひとり親家庭等	0円	0円
市町村民税非課税世帯 (生活保護世帯、ひとり親家庭等を除く)	1,100円	1,100円
その他の世帯	5,500円	2,850円

注意事項

- ・ 決定した利用日は原則として変更できません。
- ・ 急なキャンセルの場合は、一部の費用を負担していただく場合があります。
- ・ 施設利用中に病院を受診した場合など、別途実費がかかる場合があります。
- ・ 利用申請書などに記載された情報は、施設に提供しますのでご了承ください。
- ・ 施設への送迎は、保護者が責任を持って行っていただきます。

利用申請に必要なもの

- ・預けたい児童の健康保険証と子ども医療証
※生活保護世帯の人は診療依頼書
- ・母子健康手帳
- ・お薬手帳（服薬時のみ）
- ・下記区分ごとに必要なもの

【非課税世帯】

非課税証明書（各年 1 月 2 日以降に須恵町に転入した人のみ）

【ひとり親家庭】

児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療証（交付者のみ）



利用手続きの流れ

1. 問い合わせ

須恵町役場こども家庭課に電話で相談、お問い合わせください。窓口でも相談できます。

2. 利用可能か確認

町から施設へ利用可能か空き状況の確認をします。施設の空き状況、感染症の流行などで利用できないことがあります。

3. 利用申し込み

こども家庭課の窓口で、申請書など必要書類への記入をします。児童の健康状態、食物アレルギー、服薬などについての記入が必要です。

4. 利用決定

申請書の審査後、利用を決定し、利用決定通知書を送付します。

5. 施設利用

利用当日、施設にて児童をお預かりします。児童の送迎は、保護者が責任を持って行ってください。

6. 利用者負担金支払い

町が発行する納付書で、期日までに利用者負担金をお支払いください。

問い合わせ

須恵町役場 こども家庭課

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

092-687-1530 8時30分～17時15分（土日祝日休み）

<http://www.town.sue.fukuoka.jp/>



詳しくはホームページで
ご確認ください

【2025.4.1現在】